（海上保安庁総務部人事課長）
海上保安官　天谷　直昭
国土交通事務官（総合政策局海洋政策課長）に転任させる
（航空局管制保安部保安企画課長）国土交通事務官
海上保安庁に出向させる
（大臣官房人事課企画官）同　寺田　吉道
航空局管制保安部保安企画課長に昇任させる
（海事局海技課長）同　櫟葉　伸一
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長）厚生労働事務官　尾形　強嗣
国土交通事務官（海事局海技課長）に転任させる
（住宅局住宅政策課長）国土交通事務官　中島　誠
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　中井川　誠
国土交通事務官（住宅局住宅政策課長）に転任させる（以上七月二十四日）
大臣官房付に転任させる
（中部運輸局次長）同　増井　潤
自動車交通局技術安全部付に転任させる
辞職を承認する
（道路局地方道・環境課地域道路調整室課長補佐）同　大儀　健一
九州地方整備局長崎河川国道事務所長に転任させる（以上七月三十一日）
（独立行政法人都市再生機構東京都心支社密集市街地整備推進役）　居谷　献弥
国土交通技官（大臣官房付）に採用する
（首都高速道路株式会社計画・環境部長）　吉兼　秀典
国土交通技官（大臣官房付）に採用する
（中国地方整備局道路部長）国土交通技官　尾藤　勇
中国地方整備局企画部長に配置換する
（道路局企画課道路事業調整官）同　石川　雄一
中国地方整備局道路部長に転任させる
（近畿地方整備局京都国道事務所長）同　見坂　茂範
道路局企画課企画専門官に転任させる
（道路局国道・防災課企画専門官）同　小林賢太郎
近畿地方整備局京都国道事務所長に転任させる
（国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室長）同　左海　冬彦
大臣官房付に転任させる
（大臣官房付）同　森　正志
国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室長に転任させる
（独立行政法人交通安全環境研究所自動車審査部長）　徳永　泉
国土交通技官（中部運輸局次長）に採用する
（四国運輸局企画観光部長）国土交通事務官　土肥　豊
大臣官房付に転任させる
人事院に出向させる
（自動車交通局旅客課長補佐）同　冨部　竜矢
四国運輸局企画観光部長に昇任させる（以上八月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月三日午後五時四十五分御出門、日本人間ドック学会創立五十周年記念祝賀会に御臨席のため、グランドプリンスホテル赤坂（千代田区）へ行幸啓、同六時三十九分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、九月四日午前九時三十七分御出門、「ローキャン展」を御覧のため、東京国立近代美術館（千代田区）へ行啓、同十時二十七分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年9月8日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	宮古市本町3番7から同市光岸地1番5までの下り線

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年9月8日

九州地方整備局長　岡本　博

道路の種類	路線名	区間
一般国道	34号	佐賀市兵庫町大字藤木字二本松1301番1から同市高木瀬町大字東高木字六本杉234番1までの下り線
一般国道	34号	佐賀市高木瀬町大字東高木字六本杉234番1から同市若宮二丁目243番までの上下線
一般国道	34号	佐賀市若宮二丁目243番から同市神園三丁目1428番2までの下り線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成21年9月8日

茨城労働局長　植松　弘

第4号中「1時間676円」を「1時間678円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成21年9月8日

兵庫労働局長　白川　欽也

第4号中「1時間712円」を「1時間721円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成21年9月8日

鳥取労働局長　佐々木秀一

第4号中「1時間629円」を「1時間630円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成21年9月8日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第4号中「1時間669円」を「1時間670円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成21年9月8日

広島労働局長　勝田　智明

第4号中「1時間683円」を「1時間692円」に改める。